

【この冊子は、平成31年1月1日から同年3月31日までの間に共済責任期間が開始した園芸施設共済の共済関係に適用されていたものです。】

## 利 用 者 の た め に

I 園芸施設共済事業の概要 .....	1
II 用語の説明 .....	18
III 利用上の注意 .....	20

## I 園芸施設共済事業の概要

【平成31年1月1日から同年3月31日までの間に共済責任期間が開始した共済関係に適用されていたもの】

### 共済目的

園芸施設共済の共済目的は、原則的には以下(1)の特定園芸施設である。ただし、事業規程等にその旨を定めたときは、(2)の附帯施設及び(3)の施設内農作物についても特定園芸施設に併せて共済目的とすることができる。

#### (1) 特定園芸施設

施設園芸用施設のうち①及び②をいう。

① 温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設

その全体が被覆されているプラスチックハウス及びガラス室

② 気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設

ア 雨よけ施設及びネットハウス（以下「雨よけ施設等」という。）

イ 多目的ネットハウス

ただし、次に掲げる施設園芸用施設については特定園芸施設から除く。

① 被覆物を移動し又は除去しなければその内部で通常の栽培作業を行うことができない施設園芸用施設（フレーム、トンネル等）

② 設置面積1アール当たりの再建築価額が3万円未満の施設園芸用施設

③ 気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設園芸用施設のうち雨よけ施設等及び多目的ネットハウス以外の施設

#### (2) 附帯施設

次に掲げる施設園芸用施設であって、特定園芸施設とともに施設内農作物の栽培の用に供されるものをいう。

温湿度調節施設、かん水施設、排水施設、換気施設、炭酸ガス発生施設、照明施設、しゃ光施設、自動制御施設、発電施設、病虫害等防除施設（土壌消毒施設を含む。）、肥料調製散布施設、養液栽培施設、運搬施設、栽培棚、支持物

#### (3) 施設内農作物

特定園芸施設を用いて栽培される農作物をいう。ただし、農作物共済、果樹共済及び畑作物共済に係る農作物及び育苗中の農作物は除く。

### 共済事故

園芸施設共済の共済事故は次のとおりである。ただし、病虫害を事故除外とする申出に係る園芸施設共済（以下「事故除外方式」という。）の共済関係においては、次の各号のうち(6)を共済事故としないものとする。

(1) 風水害、ひょう害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害

(2) 火災

(3) 破裂及び爆発

(4) 航空機の墜落及び接触並びに航空機からの物体の落下

(5) 車両及びその積載物の衝突及び接触

(6) 病虫害

(7) 鳥獣害

## **共済責任期間**

組合等が組合員等から共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間である。ただし、次に掲げる場合には、組合等が事業規程等に定めたときは1年未満とすることができる。

- (1) 共済責任期間の始期又は終期を統一する場合
- (2) 当該特定園芸施設の設置期間が1年未満の場合

※特定園芸施設について、被覆・未被覆の状態にかかわらず、施設本体が設置されている期間は、共済責任期間とする。

## **加入及び共済関係の成立**

- (1) 加入資格者

園芸施設共済の加入資格を有する者は、当該事業の実施区域内に住所を有し、かつ、特定園芸施設を所有し又は管理する農業者であって、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（ガラス室は2倍換算）の合計が5アールを超えない範囲内で組合等が定款又は条例で定める面積以上の農業者である。

- (2) 共済関係の成立

園芸施設共済の共済関係は、組合員等が特定園芸施設1棟ごとに園芸施設共済に付することを申込み、組合等が次に掲げる場合を除きこれを承諾することによって成立する。

### ア 特定園芸施設の所有者

- (ア) その者が申込みの際現に所有する特定園芸施設※の全てを申し込まない場合

※所有する特定園芸施設とは、加入の申込みの際現に所有している特定園芸施設及び当初成立した共済関係に係る共済責任期間のうち最も長い共済責任期間中に所有することとなる特定園芸施設をいうものとする。

- (イ) 組合員等が申し出た小損害不填補の金額が10万円又は20万円である場合であって、共済価額が当該金額以下である場合
- (ウ) 共済事故の発生が相当の確実さをもって見通される場合
- (エ) 損害の額の適正かつ円滑な認定が困難である場合
- (オ) 通常の管理が行われず、又は行われないおそれがある場合
- (カ) 他の損害保険等に付された特定園芸施設について、組合員等が共済関係を成立させない旨の申出をした場合
- (キ) 既に園芸施設共済に付されている場合
- (ク) 経過年数が農林水産大臣が定める年数を超える特定園芸施設について、組合員等が共済関係を成立させない旨の申出をした場合

### イ 特定園芸施設の管理者

- (ア) その者が、共済事故による損害について、当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていない場合
- (イ) 当該特定園芸施設がアの(イ)～(ク)の事由に該当する場合

## 共済価額

共済価額は、特定園芸施設（特定園芸施設に併せて附帯施設又は施設内農作物を共済目的としたときは当該附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。）ごとに、共済責任期間開始の時点における共済目的の価額として組合等が次により定める金額とする。

- (1) 特定園芸施設のみを共済目的とした場合にあつては、当該特定園芸施設の価額
- (2) 特定園芸施設に併せて附帯施設を共済目的とした場合にあつては、当該特定園芸施設の価額に当該附帯施設の価額を加算した額
- (3) 特定園芸施設に併せて施設内農作物を共済目的とした場合にあつては、当該特定園芸施設の価額に当該施設内農作物の価額を加算した額
- (4) 特定園芸施設に併せて附帯施設及び施設内農作物を共済目的とした場合にあつては、当該特定園芸施設の価額に当該附帯施設の価額及び当該施設内農作物の価額を加算した額
- (5) 加入申込者が撤去費用を共済金の支払対象とする旨の申出をした場合にあつては、(1)から(4)の額に当該特定園芸施設に係る撤去費用を加算した額
- (6) 加入申込者が復旧費用を共済金の支払対象とする旨の申出をした場合にあつては、(1)から(5)の額に当該特定園芸施設及び附帯施設に係る復旧費用を加算した額

### ア 特定園芸施設

ガラス室 …………… 再建築価額 × 時価現有率

プラスチックハウス …… 本体の再建築価額×時価現有率+プラスチックフィルム等の再取得価額×被覆経過割合※

### イ 附帯施設

再取得価額 × 時価現有率

### ウ 施設内農作物

特定園芸施設の再建築価額（プラスチックハウスにあつては、プラスチックフィルム等の再取得価額を含めたものとする。）×施設内農作物価額算定率（注）

（注）施設内農作物価額算定率は、特定園芸施設ごとの平均的な再建築価額と当該施設に栽培されている施設内農作物の平均的な生産費（第二次生産費）との相関から求め、葉菜類、果菜類及び花き類の3つの作物区分ごとに定めている。

なお、共済責任期間中の増改築等により特定園芸施設等の価額に増減が生じた場合でも、原則として同一共済責任期間中は共済価額の変更をしないものとする。

ただし、組合員等から増改築等後の価額に基づく補償を受けたい旨の申出があつた場合は、当該増改築等後の共済価額に基づく共済掛金の払込のあつた日をもって従前の共済関係を解除し、その翌日から増改築等後の共済価額に基づく共済関係を成立させることができる。

### エ 撤去費用基準額

標準的な㎡当たり撤去費用額×特定園芸施設の設置面積

### オ 復旧費用基準額

- (7) 時価現有率が50%を超える特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額×（100%－時価現有率）＋附帯施設の再取得価額×（100%－時価現有率）
- (4) 時価現有率が50%の特定園芸施設（被覆材を除く。）の再建築価額×（75%－時価現有率）＋附帯施設の再取得価額×（75%－時価現有率）

## 共済金額

共済金額は、特定園芸施設等ごとに、共済価額の100分の40から100分の80の範囲内で組合

員等が申し出た金額である。この場合において、共済金額は千円単位に定めるものとする。

なお、共済事故によって部分的な損害により共済金が支払われても、同一共済責任期間中は共済金額を減額しない（全額主義）。

## 共済掛金

### (1) 共済掛金

共済掛金 = (アからオまでの共済掛金相当額の合計) × 短期係数

ア 特定園芸施設及び附帯施設の共済掛金相当額 = (ア) + (イ)

(ア) 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額 × 被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金率の算定基礎率 × 被覆期間割合

(イ) 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る共済掛金率の算定基礎率 × 未被覆期間割合

イ 施設内農作物の共済掛金相当額

施設内農作物に係る共済金額相当額 × 施設内農作物に係る共済掛金率の算定基礎率 × 被覆期間割合

ウ 撤去費用の共済掛金相当額 = (ア) + (イ)

(ア) 撤去費用に係る共済金額相当額 × 被覆期間の撤去費用に係る共済掛金率の算定基礎率 × 被覆期間割合

(イ) 撤去費用に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の撤去費用に係る共済掛金率の算定基礎率 × 未被覆期間割合

エ 復旧費用の共済掛金相当額 = (ア) + (イ)

(ア) 復旧費用に係る共済金額相当額 × 被覆期間の復旧費用に係る共済掛金率の算定基礎率 × 被覆期間割合

(イ) 復旧費用に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の復旧費用に係る共済掛金率の算定基礎率 × 未被覆期間割合

※短期係数 = 共済責任期間（月数） / 12

（共済責任期間の月数に1か月未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。以下同じ。）

※共済金額相当額

= 特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用のそれぞれの共済価額 × 付保割合（付保割合追加特約の場合は、付保割合追加特約の選択割合）

※未被覆期間 = 共済責任期間（月数） - 被覆期間（月数）

（被覆期間の月数に1か月未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。以下同じ。）

※被覆期間割合 = 被覆期間（月数） / 共済責任期間（月数）

※未被覆期間割合 = 未被覆期間（月数） / 共済責任期間（月数）

### (2) 共済掛金率の算定基礎率

共済掛金率の算定基礎率は、共済掛金区分等ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率の算定基礎率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

※基準共済掛金率（共済掛金区分等ごと及び危険段階ごと）は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が農林水産大臣が定める共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）に一致するように、組合等が定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、過去 20 年間の被害率を基礎とし、組合等の積立金の水準に応じた調整を行って定める。

※農林水産大臣が定める共済掛金標準率は、3 年ごとに一般に改定する。

※共済掛金区分等は、次のとおり。

a 特定園芸施設及び附帯施設

施設区分の別、被覆未被覆の別、小損害不填補の金額の別、特定園芸施設の補償の有無の別及び集団加入の有無の別

b 施設内農作物

施設区分の別、事故除外の事故の別、小損害不填補の金額の別及び集団加入の有無の別

c 撤去費用

施設区分の別、被覆未被覆の別、小損害不填補の金額の別、特定園芸施設の補強の有無の別及び集団加入の有無の別

d 復旧費用

施設区分の別、被覆未被覆の別、小損害不填補の金額の別、特定園芸施設の補強の有無の別及び集団加入の有無の別

※施設区分は、次表のとおり。

表 特定園芸施設の区分

施設区分	区 分 の 標 準
ガラス室Ⅰ類 (木 造)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設
ガラス室Ⅱ類 (鉄 骨)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設
プラスチックハウスⅠ類 (木 竹)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設
プラスチックハウスⅡ類 (パイプ)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設
プラスチックハウスⅢ類 (鉄骨下)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）及びプラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）以外のもの
プラスチックハウスⅣ類甲（鉄骨中・軟）	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm <sup>3</sup> の以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）及びプラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
プラスチックハウスⅣ類乙（鉄骨中・硬）	主としてプラスチックフィルム（耐風速 50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 50 kg/m <sup>2</sup> 以上の強度を有する施設以外の施設にあつては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 1.31cm <sup>3</sup> 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅤ類（鉄骨上）以外のもの
プラスチックハウスⅤ類 (鉄骨上)	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速 50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地 域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 50 kg/m <sup>2</sup> 以上の強度を有するもの
プラスチックハウスⅥ類 (雨よけ等)	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの
プラスチックハウスⅦ類(多目的ネットハウス)	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設

(3) 危険段階別共済掛金率の設定・適用

危険段階別共済掛金率は、共済掛金標準率の改定に合わせて、3年ごとに設定する。  
組合員等に適用する危険段階は、組合員等ごとの共済金の受取状況に応じて、毎年判定する。

(4) 共済掛金の払込み

園芸施設共済の共済関係が成立した者は、加入申込みの承諾の通知が到達した日の翌日から起算して1週間以内に共済掛金を払込むものとする。なお、組合等は、当該払込期限を過ぎて共済掛金の払込みを受けたときは、改めて加入の申込みがあったものとみなして取り扱う。

組合等が事業規程等に定めたときは、次に掲げる要件の全てが備わっている場合に、共済掛金の分納ができる。分納の回数は2回とし、1回目は組合員等負担共済掛金の2分の1に相当する金額とする。2回目の払込期限は、1回目の払込期限の日から起算して6月を経過した日とする。

ア 共済責任期間が1年間の共済関係であること。

イ 2回目の払込みにつき確実な担保を供し又は保証人を立て、かつ、組合等が定める書類を添付していること。

## 共済掛金の国庫負担

国庫は、組合員等が支払うべき共済掛金のうち次に掲げる金額を負担する。

- (1) 組合員等ごと及び会計年度ごとに共済金額（復旧費用に係る共済金額相当額及び付保割合追加特約に係る共済金額相当額を除く。）の合計額が1億6千万円を超えない場合

共済掛金国庫負担額 = (a + b + c) × 短期係数 × 1 / 2

a 特定園芸施設・附帯施設の共済掛金相当額 = (a) + (b)

(a) 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額 × 被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る基準共済掛金算定基礎率 × 被覆期間割合

(b) 特定園芸施設及び附帯施設に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の特定園芸施設及び附帯施設に係る基準共済掛金算定基礎率 × 未被覆期間割合

b 施設内農作物の共済掛金相当額

施設内農作物に係る共済金額相当額 × 施設内農作物に係る基準共済掛金算定基礎率 × 被覆期間割合

c 撤去費用の共済掛金相当額 = (a) + (b)

(a) 撤去費用に係る共済金額相当額 × 被覆期間の撤去費用に係る基準共済掛金算定基礎率 × 被覆期間割合

(b) 撤去費用に係る共済金額相当額 × 未被覆期間の撤去費用に係る基準共済掛金算定基礎率 × 未被覆期間割合

- (2) 組合員等ごと及び会計年度ごとに共済金額（復旧費用に係る共済金額相当額及び付保割合追加特約に係る共済金額相当額を除く。）の合計額が1億6千万円を超える場合

共済責任期間の開始する時の早い順（共済責任の開始する時が同じである場合は基準共済掛金算定基礎率が高い順）に順次加算した場合の1億6千万円までの共済金額の合計額について、(1)の式により算出した金額

## 共済金の支払

- (1) 共済金の支払条件

組合等は、特定園芸施設等ごとに、共済事故による損害額が、当該組合員等が次に掲げる金額から選択した小損害不填補の基準金額を超える場合に、その都度共済金を支払う。

ア 3万円又は共済価額の20分の1の金額。

イ 10万円

ウ 20万円

エ 50万円

オ 100万円

- (2) 共済金

支払うべき共済金は次の式により算定した金額とする。ただし、共済金の一部を免責する場合は、免責額を差し引いて得た額とする。

共済金 = 損害額 × 共済金額 / 共済価額

## 損害評価

### (1) 組合等への損害通知

#### ア 事故発生通知

組合員等は、共済目的に共済事故が発生したときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。ただし、施設内農作物を共済目的としている場合にあっては、組合員等は、病虫害の徴候が確認されたときに直ちにその旨を組合等に通知しなければならない。

#### イ 損害通知

組合員等は、共済金の支払を受けるべき損害があると認めるときは、遅滞なく、次に掲げる事項を組合等に通知しなければならない。

##### (ア) 共済事故の種類

##### (イ) 共済事故の発生日

##### (ウ) 共済事故により被害を受けた共済目的並びに当該共済目的に係る棟番号及び所在地

##### (エ) 共済事故によって生じた損害の状況

##### (オ) その他被害の状況が明らかとなる事項

#### ウ 撤去費用又は復旧費用を補償の対象とした共済関係の取扱い

(ア) 撤去費用又は復旧費用を補償の対象とした共済関係に共済事故による損害が生じたときは、組合員等は、イの通知後、速やかに園芸施設撤去・復旧計画書に特定園芸施設の設計図（建物平面図、側面図等）及び附帯施設の仕様書等を添付して組合等に提出しなければならない。

(イ) 組合員等は、共済目的の撤去をしたときは、遅滞なく、その旨を組合等に通知しなければならない。また、復旧をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該復旧に係る作業の実施者を組合等に通知しなければならない。

(ウ) (イ)の通知は、撤去費用又は復旧費用に係る請求書又は領収書（これらの書類の金額にかかる内訳明細等を含む。）（以下「請求書等」という。）を添えて（復旧費用に係る請求書等が存しない場合を除く。）、共済事故の発生した日から1年以内に提出しなければならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、当該通知を1年以内に行うことができないときは、当該1年が経過する前に組合等の承認を受けて、3年に限り、その期間を延長することができる。

a 当該共済事故に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内において撤去又は復旧が行われる場合

b 施工業者又は復旧資材の不足その他組合員等の責めに帰することができない事由により撤去又は復旧が滞った場合

### (2) 組合等の行う損害評価

#### ア 現地評価

組合等は、その職員又は損害評価員のうちから評価担当者を指名し、次に掲げる事項を現地において調査する。

(ア) 損害を受けた特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物が園芸施設共済に付されていること

(イ) 損害が共済事故によって生じたものであること

(ウ) 共済事故の種類

(エ) 共済事故の発生日

(オ) 共済事故の原因及び経過

(カ) 損害防止の処置の状況

- (キ) 特定園芸施設の損害程度等
- (ク) 附帯施設の種類及び損害程度等
- (ケ) 施設内農作物の作物名、栽培面積及び損害程度等
- (コ) 残存物の有無及びその額
- (カ) 賠償金等の有無及びその額
- (シ) 撤去費用額
- (ス) 復旧費用額

イ 損害額の算定及び認定

アの調査結果に基づき、特定園芸施設の損害程度割合等を計算し、損害評価書を作成して損害額を認定する。

$$\text{損害額} = \text{被害額} - (\text{残存物価額} + \text{賠償金等の額})$$

※残存物価額とは、共済目的の損害に係る部分の残存物の処分価額をいう。

※賠償金等とは、損害を填補するものとして提供された金銭等（例えば損害賠償金）をいい、他人の同情的な心情を現わす手段として提供された金銭（例えば見舞金）及び損害保険の保険金は含まないものとする（損害額の算定上、損害保険の保険金は調整しないが、共済金の支払は調整する）。

被害額は次により算定される金額の合計額である。

(7) 特定園芸施設の被害額

a 全損の場合

- (a) ガラス室……………ガラス室の価額
- (b) プラスチックハウス……………ハウスの本体価額 + 被覆材の価額 × (1 - 自然消耗割合)

b 分損の場合

- (a) ガラス室……………ガラス室の価額 × 損害割合
- (b) プラスチックハウスⅡ類型及びⅡ類利用型…  
(ハウスの本体価額 / 総スパン数) × 被害スパン数 + 被覆材の価額 × (1 - 自然消耗割合) × 被覆材の損害割合
- (c) プラスチックハウスⅡ類型及びⅡ類利用型以外のプラスチックハウス…  
ハウスの本体価額 × 損害割合 + 被覆材の価額 × (1 - 自然消耗割合) × 被覆材の損害割合

(イ) 附帯施設の被害額

- a 全損の場合……………附帯施設の価額
- b 分損の場合……………修繕費 × 時価現有率  
(当該附帯施設の価額を超える場合にあっては、当該価額とする。)

(ウ) 施設内農作物の被害額

a 被害額

$$\text{施設内農作物の価額} \times \text{損害割合}$$

ただし、同一共済責任期間中の同一回作中に2回以上の共済事故が発生した場合における2回目以降の共済事故による被害額は次のように算定する。

○事故除外しない方式の場合

$$(\text{施設内農作物の価額} - \text{前回迄の共済事故による被害額}) \times \text{損害割合}$$

○事故除外方式の場合

{施設内農作物の価額 - (前回迄の共済事故による被害額+前回迄の病虫害による被害額) } × 損害割合

b 損害割合の算出方法

共済事故による損害割合は、次の算式により算出する。

(a) 活着期（生育期前の期間をいう。ただし、鉢物類にあつては鉢上げ後の期間に限る。）  
の場合

損害割合 = 30%（全損に限る。） × 栽培割合 × 調整割合

(注) 全損とは施設内農作物が流失、滅失、焼失若しくは埋没した場合又は当該施設内農作物を破棄するに至った場合をいう。

(b) 生育期の場合

損害割合 = (30% + 70% × 生育経過日数（日） / 標準生育日数（日）) × 損害程度割合  
× 栽培割合 × 調整割合

(c) 収穫期の場合

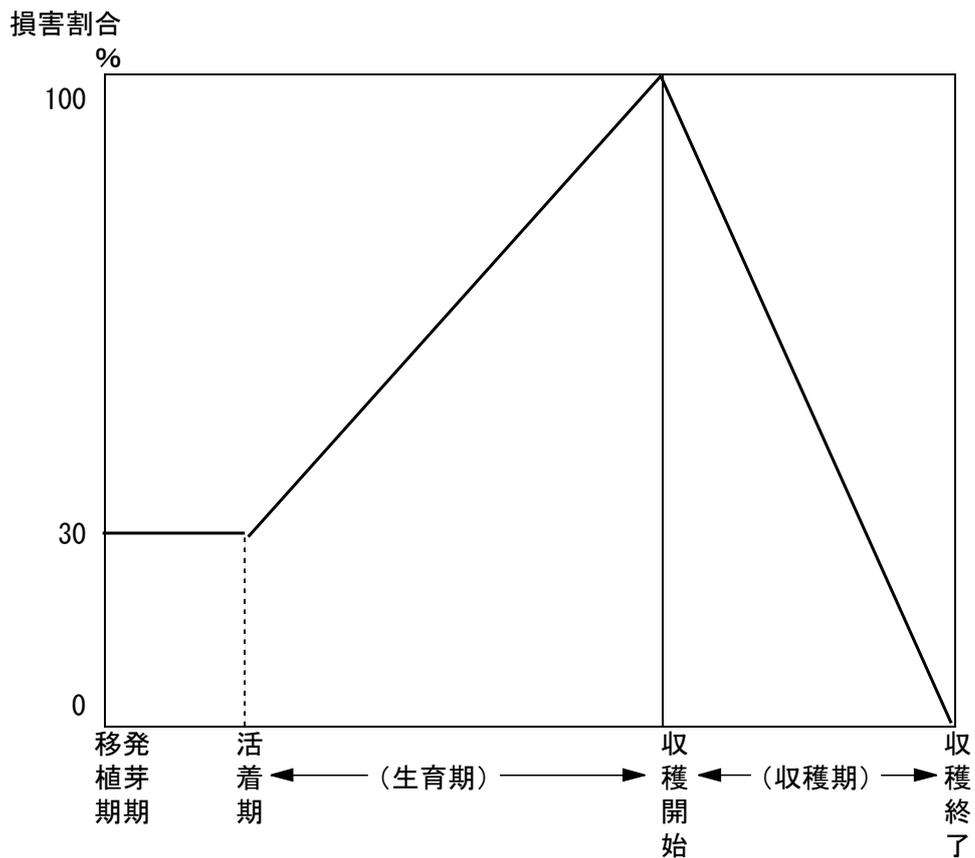
損害割合 = (100% - 100% × 既収穫日数（日） / 標準収穫日数（日）) × 損害程度割合  
× 栽培割合 × 調整割合

ただし、鉢物類については次式によるものとする。

損害割合 = (100% × (総鉢数 - 出荷鉢数) / 総鉢数) × 損害程度割合 × 栽培割合  
× 調整割合

また、事故除外方式において、共済事故に併せ病虫害による被害が発生した場合における共済事故による損害割合は、共済事故と病虫害による被害全体の損害程度割合に上記(a)から(c)までの算式を適用して算出された損害割合から、病虫害による損害程度割合に上記(a)から(c)までの算式を適用して算出される損害割合を差し引いた割合とする。

損害割合算出方法概念図（全損の例）



c 損害割合の決定方法

損害割合は、次の手順により決定する。

- ① 被害発生  
↓
- ② 被害確認調査……………被害発生直後において見回りの方法により、被害の種類、病虫害発生の有無を確認する。  
↓
- ③ 栽培面積の調査及び……………施設設置面積のうち、損害評価の対象となる施設内農作  
生育ステージ  
の確認物が栽培されている面積を調査する。  
生育ステージにおける被害発生時までの経過日数等を確認する。  
(注) 病虫害による経過日数は、徴候が確認された日の翌日から原則として7日目とする。  
↓
- ④ 損傷程度の調査及び決定…被害の進行が停止する時期に検見により行う。  
↓
- ⑤ 損害程度割合の決定……………④で決定した損傷程度を都道府県連合会又は特定組合等の定める損害程度割合の基準を適用して決定する。  
↓
- ⑥ 損害割合の決定……………被害発生時までの生育ステージごとの経過日数、損害程度割合、被害発生時の栽培割合及び調整割合をもとにして決定する。  
(注) 調整割合とは、施設内農作物の損害額の算定において、同一共済責任期間中に引受時点で施設内農作物の価額設定の基

準となった作物の前後に栽培される作物の生産費が主要作物のそれに比べて低いと認められる場合に超過保険を防止するために適用されるものである。

(エ) 撤去費用の被害額（撤去費用額）

撤去費用の被害額は、撤去をした場合（請求書等の提出）であって、特定園芸施設の撤去に要した金額が100万円を超えたとき又は当該特定園芸施設（被覆材を除く。）の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超えたときのいずれかに該当するときに限り、廃棄物処理業者等の撤去費用請求書等の金額により算定する。ただし、当該特定園芸施設の撤去に係る賠償金等がある場合には、これを差し引くものとする。

また、請求書等の金額が次の金額を超える場合は、次の金額とする。

- a 全損の場合………当該特定園芸施設の撤去費用基準額
- b 分損の場合………当該特定園芸施設の撤去費用基準額×損害割合

(オ) 復旧費用の被害額（復旧費用額）

復旧費用の被害額は、次の金額とする。ただし、当該特定園芸施設又は附帯施設の復旧に係る賠償金等がある場合には、これを差し引くものとする。

特定園芸施設又は附帯施設を復旧した場合（領収書等の提出）に、施行業者等の復旧費用領収書等の金額から(ア)の特定園芸施設の被害額又は(イ)の附帯施設の被害額を差し引いて得た金額により算定する。

ただし、当該金が次の金額を超える場合は、次の金額とする。

- a 全損の場合………当該特定園芸施設の復旧費用基準額
- b 分損の場合………当該特定園芸施設の復旧費用基準額×損害割合

(2) 都道府県連合会の行う損害評価

都道府県連合会は、原則として組合等と合同して損害評価を行うが、損害が多数発生したことにより合同して行うことができないときは、組合等が行った共済目的を任意抽出し、これにつき現地調査を行う。その結果、組合等の損害評価における損害の取り扱い方又は損害額の決め方等に不適當な事項がある場合には、その事項を指摘し、組合等が損害評価したものの全てにつき、その指摘に係る事項を組合等に再評価させる。

なお、被害が僅少で、かつ、損害評価が容易な場合（都道府県連合会は、あらかじめ、共済目的の損傷程度等、損害評価が容易な場合について、組合等と協議しておく。）は、組合等との合同の損害評価を省略することができるものとする。

## 共済責任の分担

(1) 保険関係及び再保険関係の成立と単位

組合等と組合員等との間に共済関係が成立したときは、3段階制の場合にあつては、都道府県連合会と組合等との間に保険関係が、政府と都道府県連合会との間に再保険関係が、2段階制の場合にあつては、政府と特定組合等との間に保険関係が当然に成立する。

都道府県連合会と組合等との間の保険関係は、組合等と組合員等との間に成立した共済関係（1棟ごと）がそのまま保険関係となる。

都道府県連合会又は特定組合等と政府との間の再保険関係（又は保険関係）は、保険関係と同様に1棟ごとの再保険関係（又は保険関係）が結ばれるとともに、都道府県連合会又は特定組合等の事業年度ごとに、1棟ごとの保険関係（又は共済関係）に係る保険責任（又は共済責任）を一体とした再保険関係（又は保険関係）が結ばれる。

(2) 責任分担

ア 3段階制における園芸施設共済の責任分担

(7) 組合等と都道府県連合会の保険関係

元受けである組合等は、1棟ごとに、次の金額を都道府県連合会の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

$$\text{保険金額} = \text{共済金額} \times 90\% \text{ (又は } 80\%)$$

(イ) 保険料

$$\text{保険料} = \text{共済掛金} \times 90\% \text{ (又は } 80\%)$$

(ロ) 保険金

$$\text{保険金} = \text{組合等の支払うべき共済金} \times 90\% \text{ (又は } 80\%)$$

(エ) 都道府県連合会と政府の再保険関係

都道府県連合会と政府の再保険関係は、1棟ごとの超過損害歩合再保険方式と年間超過損害歩合再保険方式の2つの方式の併用となる。

都道府県連合会は、次の金額を、政府の再保険に付する。

a 1棟ごとの超過損害歩合再保険方式による再保険金額

$$\text{再保険金額} = \text{保険金額の7割 (園芸施設基準保険金額を超える部分)} \times 95\%$$

b 年間超過損害歩合再保険方式による再保険金額

再保険金額 (事業年度ごと)

$$= (\text{園芸施設基準保険金額} - \text{園芸施設通常責任保険金額}) \times 95\%$$

※園芸施設通常責任保険金額 (事業年度ごと)

$$= \text{経過総保険金額 (事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと)} \times \text{危険段階別園芸施設通常標準被害率}$$

※経過総保険金額 (事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと)

$$= \text{保険金額} \times \text{経過した共済責任期間} / 24$$

※経過した共済責任期間

$$= \text{共済責任期間は、その始期の属する月の16日に開始するものとみなす。}$$

※危険段階別園芸施設通常標準被害率 (危険段階ごと)

$$= \text{農林水産大臣が定める園芸施設通常標準被害率 (共済掛金区分等ごと)} \\ \times \text{基準共済掛金 (危険段階ごと)} / \text{共済掛金標準率 (共済掛金区分等ごと)}$$

※園芸施設通常標準被害率 (共済掛金区分等ごと)

$$= \text{園芸施設各年被害率乙の標準的な水準を勘案して農林水産大臣が定める。}$$

※園芸施設各年被害率乙

$$= \text{総共済金 (うち園芸施設基準共済金額を超える部分の金額を除く。)} \text{に係る過去一定年間における各年の被害率}$$

(オ) 再保険料

再保険料は、次のa及びbの金額を合計して得た金額とする。

a 1棟ごとの超過損害歩合再保険方式による再保険料

$$\text{再保険料} = \text{保険金額 (共済掛金区分等、危険段階ごと)}$$

$$\times \text{危険段階別園芸施設再保険料基礎率甲} \times \text{短期係数} \times 95\%$$

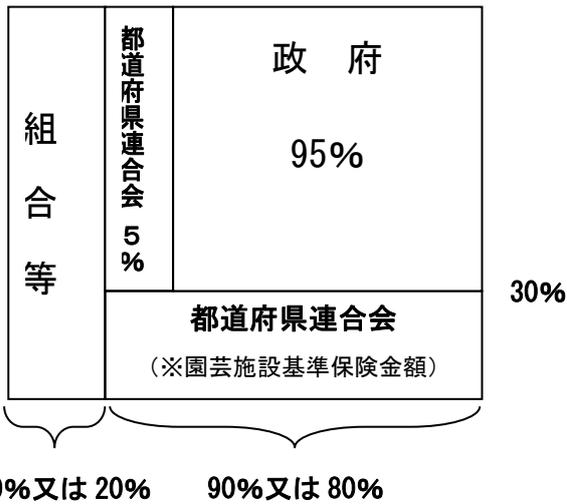
※危険段階別園芸施設再保険料基礎率甲 (危険段階ごと)

$$= \text{再保険料基礎率甲 (共済掛金区分等ごと)}$$

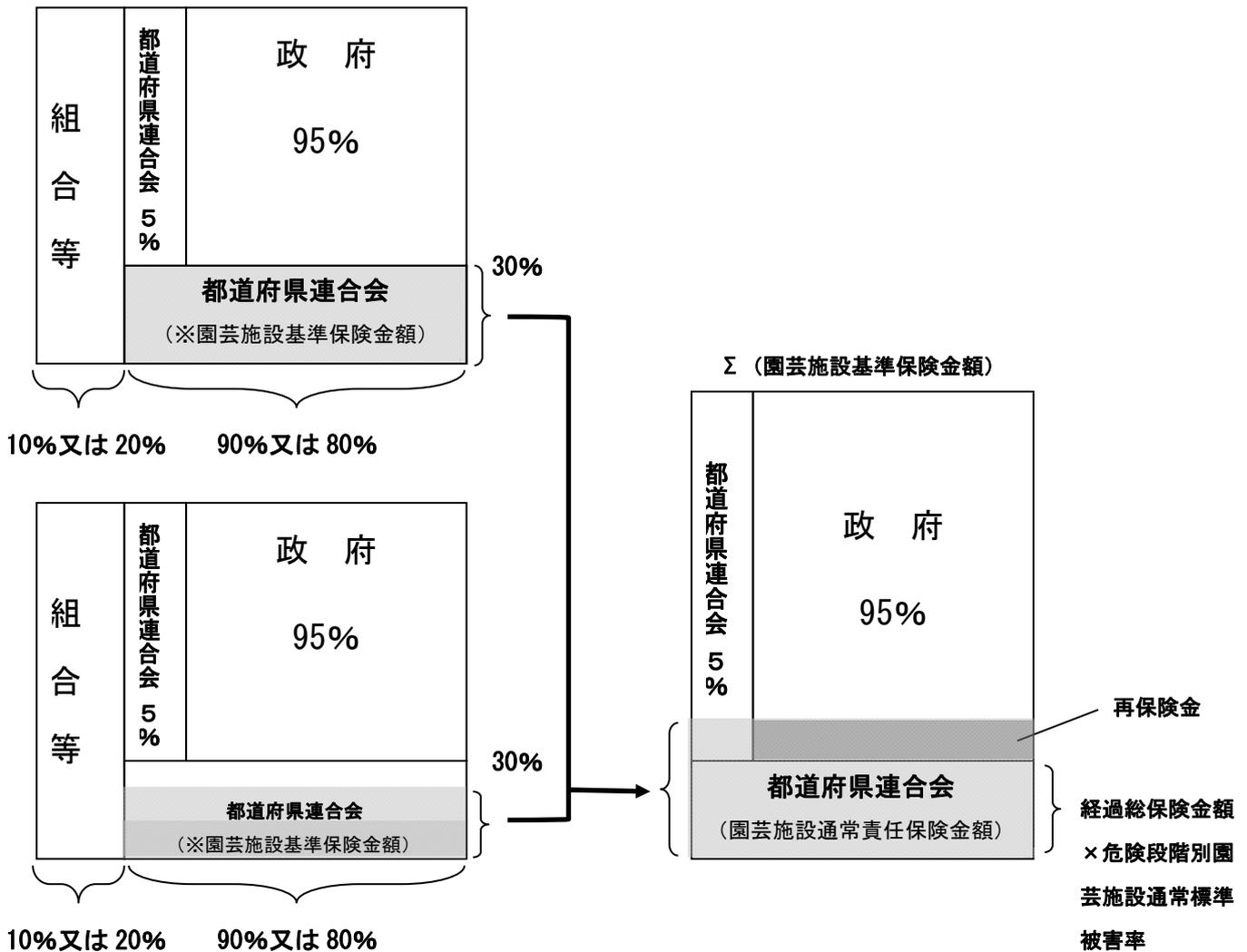
- × 基準共済掛金（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）
- ※再保険料基礎率甲（共済掛金区分等ごと）
  - = 園芸施設異常各年被害率甲を基礎として農林水産大臣が定める。
- ※園芸施設異常各年被害率甲
  - = 総共済金（うち園芸施設基準共済金額を超える部分の金額に限る。）に係る過去一定年間における各年の被害率
- b 年間超過損害歩合再保険方式による再保険料
  - 再保険料 = 経過総保険金額（事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと）
    - × 危険段階別園芸施設再保険料基礎率乙 × 95%
  - ※危険段階別園芸施設再保険料基礎率乙（危険段階ごと）
    - = 再保険料基礎率乙（共済掛金区分等ごと）
      - × 基準共済掛金（危険段階ごと）／ 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）
  - ※再保険料基礎率乙（共済掛金区分等ごと）
    - = 園芸施設異常各年被害率乙を基礎として農林水産大臣が定める。
  - ※園芸施設異常各年被害率乙
    - = 過去一定年間における園芸施設各年被害率乙のうち園芸施設通常標準被害率を超える部分の率
- (カ) 再保険金
  - a 1棟ごとの超過損害歩合再保険方式による再保険金
    - 再保険金 = (保険金 - 園芸施設基準保険金額) × 95%
  - b 年間超過損害歩合再保険方式による再保険金
    - 再保険金（事業年度ごと）
      - = (保険金（その金額が園芸施設基準保険金額を超える場合は、園芸施設基準保険金額） - 園芸施設通常責任保険金額) × 95%

責任分担図（3段階制）

< 1棟ごとの超過損害歩合再保険方式 >



< 年間超過損害歩合再保険方式 >



(注)          は1棟ごとの超過損害歩合再保険方式において連合会が負担する保険金の額である。

## イ 2段階制における園芸施設共済の責任分担

### (7) 特定組合等と政府の保険関係

特定組合等と政府の保険関係は、1棟ごとの超過損害歩合保険方式と年間超過損害歩合保険方式の2つの方式の併用となる。

元受けである特定組合等は、次の金額を、政府の保険に付し、残りの部分の責任を保有する。

#### a 1棟ごとの超過損害歩合保険方式による保険金額

保険金額 = 共済金額の7割（園芸施設基準共済金額を超える部分）× 85.5%

#### b 年間超過損害歩合保険方式による保険金額

保険金額（事業年度ごと）

=（園芸施設基準共済金額 - 園芸施設通常責任共済金額）× 85.5%

※園芸施設通常責任共済金額（事業年度ごと）

= 経過総共済金額（事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと）

× 危険段階別園芸施設通常標準被害率

※経過総共済金額（事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと）

= 共済金額 × 経過した共済責任期間 / 24

### (イ) 保険料

保険料は、次のa及びbの金額を合計して得た金額とする。

#### a 1棟ごとの超過損害歩合保険方式による保険料

保険料 = 共済金額（共済掛金区分等、危険段階ごと）

× 危険段階別園芸施設保険料基礎率甲 × 短期係数 × 85.5%

※危険段階別園芸施設保険料基礎率甲（危険段階ごと）

= 保険料基礎率甲（共済掛金区分等ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと） / 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※保険料基礎率甲（共済掛金区分等ごと）

= 園芸施設異常各年被害率甲を基礎として農林水産大臣が定める。

#### b 年間超過損害歩合保険方式による保険料

保険料（事業年度ごと）

= 経過総共済金額（事業年度、共済掛金区分等、危険段階ごと）

× 危険段階別園芸施設保険料基礎率乙 × 85.5%

※危険段階別園芸施設保険料基礎率乙（危険段階ごと）

= 保険料基礎率乙（共済掛金区分等ごと）

× 基準共済掛金率（危険段階ごと） / 共済掛金標準率（共済掛金区分等ごと）

※保険料基礎率乙（共済掛金区分等ごと）

= 園芸施設異常各年被害率乙を基礎として農林水産大臣が定める。

### (ウ) 保険金

#### a 1棟ごとの超過損害歩合再保険方式による保険金

保険金 =（共済金 - 園芸施設基準共済金額）× 85.5%

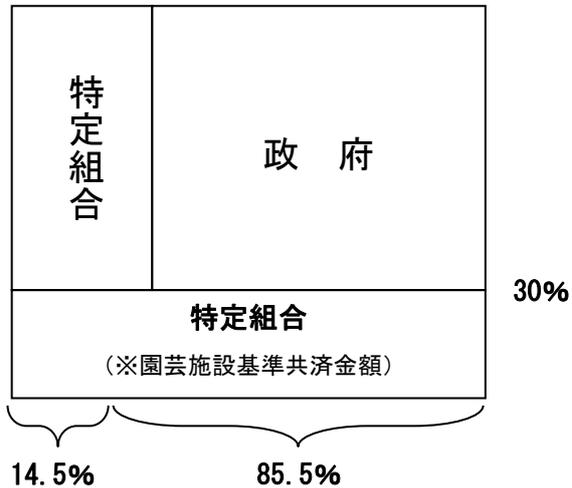
b 年間超過損害歩合保険方式による保険金

保険金（事業年度ごと）

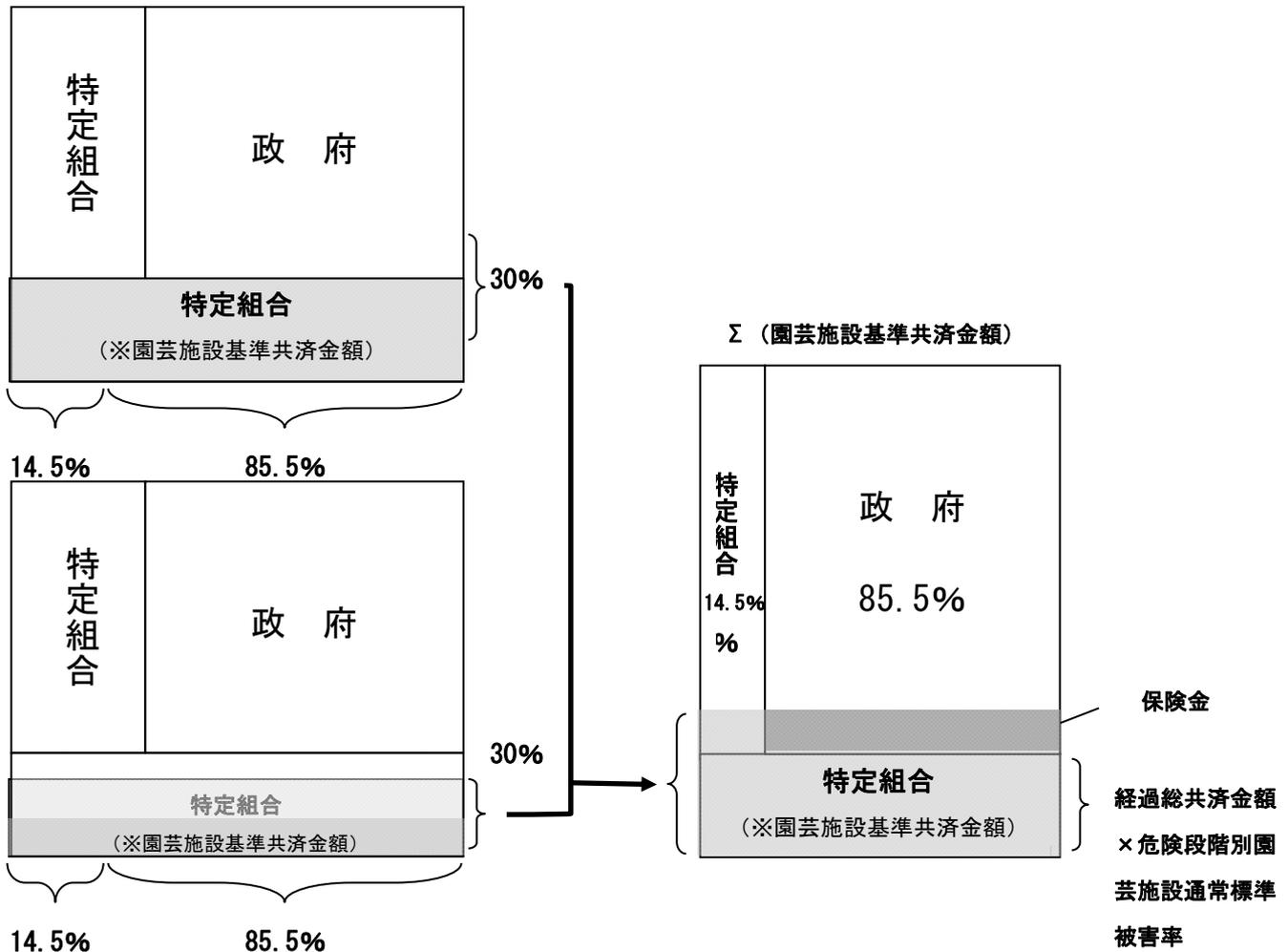
$$= (\text{共済金 (その金額が園芸施設基準共済金額を超える場合は、園芸施設基準共済金額)} - \text{園芸施設通常責任共済金額}) \times 85.5\%$$

責任分担図（２段階制）

< 1棟ごとの超過損害歩合保険方式 >



< 年間超過損害歩合保険方式 >



(注)  は1棟ごとの超過損害歩合保険方式において特定組合が負担する共済金の額である。

## II 用語の説明

### 1. 園芸施設共済の共済目的等による種別

園芸施設共済の共済目的等による種別は、法第 120 条の 23 に基づき農林水産大臣が定める別により以下に分類するとおりである。

法第 84 条第 4 項に係る施設内農作物の有無		撤去費用の補償の有無	復旧費用の補償の有無	園芸施設共済の共済目的等による種別	
有無	事故除外の有無				
施設内農作物を共済目的としない園芸施設共済	撤去費用補償無し	撤去費用補償無し	復旧費用補償無し	施設内農作物無・撤去費用無・復旧費用無	
			復旧費用補償有り	施設内農作物無・撤去費用無・復旧費用有	
	撤去費用補償有り	撤去費用補償無し	復旧費用補償無し	施設内農作物無・撤去費用有・復旧費用無	
			復旧費用補償有り	施設内農作物無・撤去費用有・復旧費用有	
施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済	一般方（事故除外しないもの）	撤去費用補償無し	復旧費用補償無し	施設内農作物有（事故除外無）・撤去費用無・復旧費用無	
			復旧費用補償有り	施設内農作物有（事故除外無）・撤去費用無・復旧費用有	
		撤去費用補償有り	撤去費用補償無し	復旧費用補償無し	施設内農作物有（事故除外無）・撤去費用有・復旧費用無
				復旧費用補償有り	施設内農作物有（事故除外無）・撤去費用有・復旧費用有
	事故除外方式	撤去費用補償無し	撤去費用補償無し	復旧費用補償無し	施設内農作物有（事故除外有）・撤去費用無・復旧費用無
				復旧費用補償有り	施設内農作物有（事故除外有）・撤去費用無・復旧費用有
		撤去費用補償有り	撤去費用補償無し	復旧費用補償無し	施設内農作物有（事故除外有）・撤去費用有・復旧費用無
				復旧費用補償有り	施設内農作物有（事故除外有）・撤去費用有・復旧費用有

## 2. 免責額・残存物価額・賠償金

- (1) 免責額とは、法令・共済規程等に定められた事由に基づき共済金の全部又は一部の支払いについて免責された額である。
- (2) 残存物価額とは、共済目的の損害に係る部分の残存物の処分価額をいう。
- (3) 賠償金とは、損害をてん補するものとして提供された金銭等をいい（例えば損害賠償金）、他人の同情的心情を現わす手段として提供された金額（例えば見舞金）は含まないものとする。

## 3. 連合会等交付金・納入再保険料

- (1) 連合会等交付金  
共済掛金の国庫負担額が再保険料（又は保険料）を上回る場合に国庫がその上回る額を連合会等に交付する交付金をいう。
- (2) 納入再保険料等  
再保険料（又は保険料）が共済掛金の国庫負担額を上回る場合に連合会等がその上回る額を国庫に納入する再保険料（又は保険料）をいう。

## 4. 付保割合

共済価額に対する共済金額の割合をいう。

## 5. 収入・支出

- (1) 収入と支出は、次のとおり算出する。

	収 入	支 出
①組合等	共済掛金 — 保険料（又は再保険料）	共済金 — 保険金（又は再保険金）
②連合会	保険料 — 再保険料	保険金 — 再保険金
③特別会計	再保険料（又は保険料）	再保険金（又は保険金）
④共済掛金計	共済掛金総額	共済金

- (2) 前年度未経過・本年度既経過・本年度未経過

- ア 前年度未経過とは、前年度の収入のうち、本年度の共済責任期間に対応する部分として、本年度の支出に充当される部分をいう。
- イ 本年度既経過とは、本年度の収入のうち、本年度の共済責任期間に対応する部分として、本年度の支出に充当される部分をいう。
- ウ 本年度未経過とは、本年度の収入のうち、来年度の共済責任期間に対応する部分として、来年度の支出に充当される部分であり、来年度の統計表では、前年度未経過の欄に掲げられるものである。

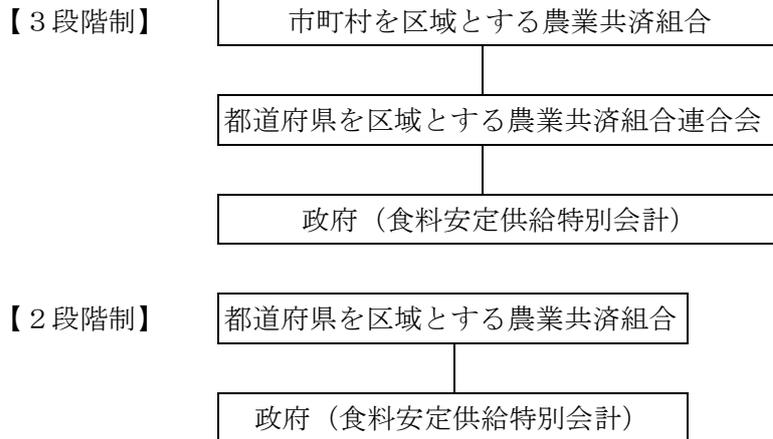
## 6. 金額被害率

金額被害率（共済金額計、特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物、撤去費用及び復旧費用）は、次のとおり算出する。

$$\text{金額被害率} = \text{支払共済金} / \text{経過共済金額} \times 100 \text{（単位：％）}$$

### Ⅲ 利用上の注意

1. 農業共済制度は、3段階制又は2段階制で運営されている。



平成30年度園芸施設共済における2段階制の都府県は以下のとおりである。

岩手県、宮城県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県、福岡県、熊本県、大分県及び沖縄県

なお、2段階制の都府県においては、連合会に係る項目を「…」で表記し、保険関係を以下のように整理・集計している。

- ・ 農業共済組合の保険金額 → 再保険金額の欄
- ・ 農業共済組合の保険料 → 再保険料の欄
- ・ 農業共済組合の保険金 → 再保険金の欄

また、奈良県、島根県、福岡県においては、2段階制の開始前に引き受けたものや前年度から共済責任期間が続いているものがあるため、2段階制と3段階制の合算となっている部分があり、一部の共済目的の種類において「…」となっていない箇所がある。

2. 単位未満の数値は四捨五入しているため、合計値と内訳が合致しない場合がある。

3. 〔Ⅱ〕全国統計表（平成30年度）において引受戸数及び被害戸数は、園芸施設共済に加入した実農家数と施設区分、共済目的等による種別及び加入月ごとの農家数を集計した延農家数を表記しており、同一農家が複数の施設区分や共済目的等による種別に加入することがあるため、実農家数の積み上げが合計と合致しないことがある。

4. 統計表中に使用した記号は、以下のとおりである。

- 「0」:被害又は支払が無いもの
- 「0.0」又は「0.000」:表示単位に満たないもの
- 「-」:事実のないもの
- 「…」:事実不詳
- 「△」:負数